

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	工具センターの標準ノギス点検において、深さ測定バーに不良(ガタあり)が認められたため、影響評価及び当該ノギスを廃棄。	D	
2	3号機	原子炉格納容器調気系ドライウェルベントバイパス弁点検において、リミットスイッチ用フレキシブル電線管接続金具に破損(折れ)が認められたため、当該接続金具を交換。	D	
3	3号機	第6給水加熱器(A)浸透探傷検査において、仕切板と管板面溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
4	3号機	第5給水加熱器(A)浸透探傷検査において、仕切板と管板面溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
5	3号機	廃棄物処理補機冷却系海水ポンプ(B)吐出逆止弁点検において、弁体の当たり不良が認められたため、当該逆止弁を補修。	D	
6	3号機	グラント蒸気蒸化器ドレン第4給水加熱器入口弁ベローズの漏洩試験(空気)において、空気の漏えいが認められたため、対応検討	D	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置制御盤内のタイマー点検において、判定値外れ(2個)が認められたため、当該タイマーを交換。	D	
8	3号機	原子炉再循環ポンプ(A)用電源装置(M/G)の地絡検出継電器の点検において、コイル表面カバーに剥離が認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)低圧加減弁の点検において、水平締付けボルト、ナットにかじり(2本)及び固着(3本)が認められたため、当該ボルト、ナットを交換。	D	
10	3号機	タービン潤滑油系指示計付流量スイッチの点検において、スイッチ本体と端子カバー間のゴムパッキン不良(3台:劣化による欠損)が認められたため、当該ゴムパッキンを交換。	D	
11	3号機	制御棒駆動水圧系駆動水流量調節弁(A)点検において、弁体及び弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	主復水器連続洗浄装置貝分離器弁点検において、同分離器ドレン弁2台(A1、A2)の弁体に腐食による減肉が認められたため、当該ドレン弁を交換。	D	
13	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器弁点検において、同回収器入口・出口切替弁12台(A1～C1、A2～C2)のボンネットおよび弁箱内面に剥離が認められたため、当該剥離部を補修。	D	
14	3号機	湿分離器(A)内部溶接部浸透探傷検査において、溶接部に指示模様が認められたため、当該溶接部を補修。	D	
15	3号機	原子炉再循環ポンプ(A)電源装置(M/G)室において、配管の水抜き(RCW2:非放射性)を実施したところ、非常用ディーゼル発電機(A)室の床ファンネルに逆流し、床面に水漏れ(約1.3リットル)が認められたため、汚染なし確認後清掃及び対応検討。	C	
16	3号機	抽気系配管油圧防振器点検において、ピストンロッド及びロッドカバー摺動部に傷が認められたため、当該部品を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉の停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353